

野焼きは法律で原則禁止 されています！

焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却を行う際は、

届出書の提出を！

※焼却中は必ず消火の準備をし、現場を離れないこと！



「火災とまぎらわしい煙または火災を発するおそれのある行為」は事前に消防署への届け出が必要になります。この届出は、事前に焼却行為を把握するものであり、届出を受理することにより、他の法令に係る焼却行為を許可するものではありません。

1 届出の対象

火災とまぎらわしい火炎や煙を発するおそれのある行為（例：たき火、雑草や落ち葉等の焼却、とんど焼きなど）

※ 廃棄物の焼却は原則法律により禁止されています。禁止の例外とされている焼却は、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないもの又は周辺の地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして欠けられる焼却です。

- 農業、林業、漁業を行うためにやむを得ないものとして行われる焼却
（例：稲わらの焼却、伐採した小枝の焼却）
- たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの
（例：落ち葉焚き、キャンプファイヤー）
- 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
（例：正月行事の「とんど焼き」、塔婆の供養焼却）

など

※ 例外の場合であっても、プラスチック類（例：ビニールハウス、肥料袋）の焼却等、生活環境の保全上著しい支障を生じる焼却行為は禁止

2 消防署への届け出方法

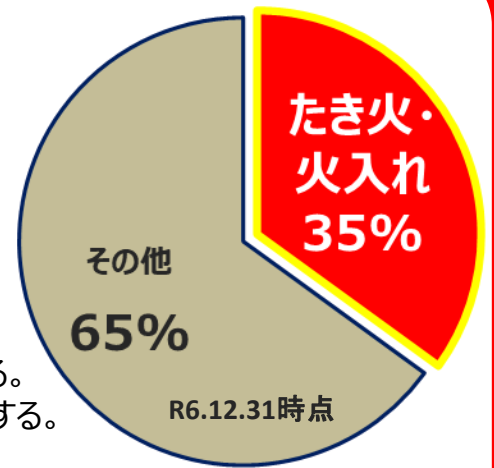
お住まいの地域の管轄消防署へ届出をお願いします。※県内の消防署の所在地及び連絡先は裏面参照

	東部	中部	西部
届出書の提出部数	1部（控えがいる場合2部）	正副2部	1部（控えがいる場合2部）
提出方法	持参：○ 郵送：○ ※返信用封筒を同封いただくか、 副本の受取が必要になります。 メール：○ ※副本の返送が必要な場合はメール不可。	持参：○ 郵送：○ ※返信用封筒を同封いただくか、 副本の受取が必要になります。 メール：×	持参：○ 郵送：○ メール：○
口頭（電話等）	やむを得ない場合に限り口頭により届出可	やむを得ない場合に限り口頭により届出可	緊急やむを得ない事情がある場合、口頭による届出可
添付書類	—	—	行為場所の分かる図面を添付
届出期日	前日まで	実施する日まで	前日まで
届出様式	HPからダウンロード可能 URL: https://www.east.tottori.tottori.jp/3255.htm 	HPからダウンロード可能 URL: https://www.chubu-furusato-tottori.jp/shobo/20675 	HPからダウンロード可能 URL: https://www.tottori-seibukoiki.jp/1837.htm 

3 注意事項

火災を未然に防ぐためにCHECK！

- ☐ 夜間の焼却はしない
- ☐ 飛び火の警戒及び残火処理（完全消火）を確実に行う。
- ☐ 付近の住民に迷惑がかけられないように行う。
- ☐ 一度に大量の焼却はしない。
- ☐ 煙により交通障害のおそれが生じる場合は、その措置を講じる。
- ☐ 乾燥注意報や火災気象通報の発令時、風の強い時の焼却はやめる。
- ☐ 気象の変化には、十分に注意し危険と思われるときは速やかに中止する。
- ☐ 焼却中、衣服への着火や火傷をしないよう注意する。



令和6年中の県内の火災発生状況

4 県内の消防署の所在地及び連絡先

		消防署名	住所	連絡先
東部	鳥取県東部広域行政管理組合消防局	鳥取消防署	鳥取市吉成640-1	0857-22-0119
		〃 東町出張所	鳥取市東町二丁目308	0857-25-0119
		〃 吉方出張所	鳥取市吉方128	0857-39-0119
		〃 国府分遣所	鳥取市国府町糸谷23-1	0857-29-0119
		湖山消防署	鳥取市湖山町北四丁目103	0857-31-0119
		岩美消防署	岩美町大字河崎272-3	0857-73-0119
		八頭消防署	鳥取市河原町山手48	0858-85-1211
		〃 若桜出張所	若桜町大字若桜字大石1284-9	0858-71-0119
		〃 智頭出張所	智頭町大字市瀬井出口通り1586-1	0858-75-0119
		〃 用瀬出張所	鳥取市用瀬町別府96-1	0858-87-3111
		気高消防署	鳥取市気高町勝見436	0857-82-2211
		〃 青谷出張所	鳥取市青谷町青谷4137-11	0857-85-0119
中部	鳥取中部ふるさと広域連合消防局	倉吉消防署	倉吉市八屋307-4	0858-26-2122
		西倉吉消防署	倉吉市生田693-1	0858-28-2110
		湯梨浜消防署	湯梨浜町はわい長瀬583-5	0858-35-2713
		琴浦消防署	琴浦町八橋674	0858-52-3346
西部	鳥取県西部広域行政管理組合消防局	米子消防署	米子市富士見町1丁目103-1	0859-39-0251
		〃 皆生出張所	米子市上福原3 1 3-1	0859-39-0253
		〃 南部出張所	南部町清水川3-1	0859-39-6003
		〃 伯耆出張所	伯耆町溝口2 0-4	0859-39-9001
		境港消防署	境港市巾野町2116	0859-47-0119
		〃 弓浜出張所	米子市大篠津町2913-1	0859-48-2005
		大山消防署	西伯郡大山町末吉403-2	0859-39-5002
		〃 中山出張所	大山町長野880-3	0858-49-3001
		江府消防署	日野郡江府町大字武庫1390-3	0859-77-2001
		〃 生山出張所	日南町生山349-1	0859-77-1001

【発行元】鳥取県危機管理部 消防防災課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目271

(電話) 0857-26-7062 (Eメール) shoubou@pref.tottori.lg.jp